

簡素化  
告

建築工事・設備工事・内装工事 | 目

宮繕清掃・光触媒コーティング

土浦市城北町7-3

与すること」を目的に施行され、後に幾度かの改編が行われ、昭和46年に「登録制度」から「許可制度」に移行し、70年を越えることとなりました。建設業の許可是、建設工事を2つの一式工事業（土木）式工事、建築一式工事の2業種）と、27の専門工事業（大工、左官、とび・土工、石屋根、電気、管、塗装、解体工事業など）の合計29種類（業種）に区分し、営業する業種ごとに建設業の許可が必要となります。

監督処分をより一層強化するとともに、経営事項審査や施工体制台帳の義務付け、監理技術者の責務を明らかにするなどの事項が盛り込まれています。許可の有効期間も、それまでの3年から5年に改められ、許可の更新の際の添付書類の一部が省略され、合理化が図られました。

その後、建築基準法等の一部改正が平成18年に施行されたことに伴い、建設業法も、建設工事の請負契約時の内容の追加、罰則の適正化を図るため、罰金額の水準を引き上げられるなど、一部改正が行われ、不良不適格業者の排除など、更に許可要件や監督処分が強化されました。

今後も、様々なところで建設業は重要な役割を担い、その責務は一層、重要なものになつてきます。私達に安全で豊かな生活を提供し、郡士